

東小学校いじめ防止基本方針

本方針は児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、前橋市・学校・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法 13 条の規定に基づき、いじめの防止・早期発見・解消のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

【いじめに対する基本的な認識】

- (1) いじめは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利を著しく侵害するのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある問題である。
- (3) いじめは、人間として許されない、卑劣な行為であり、人権侵害である。
- (4) 学校は、「いじめは、いじめる側が悪い」「いじめを絶対許さない、万一いじめられた場合には、とことん守り抜く」というスタンスで、いじめを絶対許さない学校をつくる。
- (5) 学校は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもって、保護者、地域、関係団体、関係機関等と協働して、いじめ 0 の学校をつくる。

【いじめ防止等の対策のための組織】

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導部会と兼務）

①組織の設置

- 学校におけるいじめの防止、早期発見及び解決に向けて中核的に取り組む組織とする。
- 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・不登校担当、教育相談主任、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- 場合に応じて、該当学年も属する。
- いじめ対策担当教諭は、いじめ・不登校担当教諭が務める。

②組織の役割

- いじめ防止対策の立案、実施、点検を行う。
- いじめ相談・通報の窓口となり、家庭・地域への周知を図る。
- 各種アンケートの検討を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

- 職員会議では、全教職員で配慮する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、生徒指導やいじめに関する研修を行う。

【いじめ防止に向けた取組】

1 「いじめを防ぐ」、「いじめを起こさない」取組

(1) 教育活動の充実

豊かな情操と道徳心を培い、互いのよさを認め合う取組の充実を図ります。

- ① 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ② 道徳の時間に、児童が自ら考え、気づく授業実践をする。
- ③ 人権教育に重点を置き、自分や他の人の心や身体など命の大切さを認めることができる態度を育てる。
- ④ 学級において、主体的な話し合い活動を充実させ、児童の相互理解の促進を図る。
- ⑤ 発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導に当たる。

児童の規範意識を高め、望ましい人間関係育む環境づくりに努めます。

- ① 児童の発達段階に応じた、集団生活を送る上でのルールやマナーについて指導を行う。
- ② ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくりを実現する。

児童主体のいじめ防止活動の充実を図ります。

- ① 代表委員会が中心となり、いじめ撲滅を目指したキャンペーンを展開する。
(いじめ防止啓発ポスター作成、あいさつ運動の取り組み等)

(2) 研修や啓発活動の充実

教職員の研修と情報交換の場を充実させ、いじめ防止対策の推進を図ります。

- ① 職員会議や生徒指導部会、校内研修会を実施し、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努める。
- ② Q-Uを活用し、学級経営力を高め、児童理解を深める研修を行う。

インターネット上のいじめについて児童への指導、保護者や地域への啓発活動を行います。

- ① インターネットやソーシャルメディアの危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、保護者会や懇談会で啓発活動を実施する。
- ② パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼する。

地域と連携し、人間性豊かな児童の育成を図ります。

- ① いじめ防止の取り組みが成果を上げているかを学校経営評価アンケートを元に検証し、改善点等についての意見を検討する機会を設定するなど、PDCAサイクルに基づく改善を行う。
- ② PTA活動や校区内で行われる、健全育成にかかわる行事等への児童の積極的な参加を呼びかける。
- ③ 教職員も積極的に地域と関わり、情報を得ていく。

2 「いじめを見逃さない」、「いじめに気づく」取組

(1) 早期発見

いじめに関する月例報告を活用し、いじめの早期発見とともに、早期解決に努めます。

- ① 月に一度、全校でいじめアンケートを行い、児童の抱く小さな悩みも見逃さないようにする。
- ② 日常の観察、交流を通して、児童の人間関係や悩みを把握できるようにする。
- ③ 教科担任、養護教諭、用務技師など、日頃より情報交換を密に行っていく。

相談窓口などの組織体制を確認し、児童が相談をしやすい環境を整備します。

- ① 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ② 児童同士で何か気になることがあれば、相談し合える交友関係を築けるよう支援する。
- ③ 安心して相談できるよう、ノートや連絡帳を活用する。
- ④ いじめは、遊びやふざけあいを装って行われるなど、気づきにくい場合もあることを理解し、児童の相談ごと一つ一つに誠実に対応する。

3 「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組

(1) いじめが疑われる事態が発生したときの対応

児童から出てきた小さな悩みを軽視せず、親身になって話を聞き、悩みが解消できるよう努めます。

- ① 他の児童の目を配慮しながら話を聞き、安心して相談しできるよう対応する。
- ② 疑われる事態が発生した時点で、すみやかに管理職に情報を報告する。

(2) いじめと判断したときの対応

すみやかに事実確認をし、解決に向けて取り組み、再発の防止に努めます。

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童を守り、また平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- ② いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。
- ③ いじめに至った背景を検証し、再発防止に生かしていく。

担任だけでなく、スクールカウンセラーや教育相談主任と連携して、関係者の心のケアに努めます。

- ① いじめを受けた児童が心のケアを必要とする場合には、保護者との相談の上、当該児童に対して、一定期間別室等において個別に学習を行う等の対応をする。

関係機関と連携し、いじめ問題の解決に当たるとともに再発の防止に努めます。

- ① 警察や児童相談所、青少年支援センター等の関係機関と連携を図り、問題の解決にむけて取り組みます。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

<参考>「重大事態」について（群馬県いじめ防止基本方針 P7 脚注29 抜粋）

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、30日を目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応

① 重大事態が発生した旨を、前橋市教育委員会に速やかに報告する。

② 校内にいじめ対策委員会を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ 当該児童及び保護者の心のケアをスクールカウンセラー等と協力し行っていく。

⑥ 報道機関等、外部に対しての情報窓口を一本化する。